資料９

第５次大阪府障がい者計画

令和３年度における

具体的な取組み・実施状況（一部抜粋）

令和５年１月30日

＜　目　次　＞

〇共通場面　　地域を育む

〇生活場面Ⅰ　地域やまちで暮らす

〇生活場面Ⅱ　学ぶ

〇生活場面Ⅲ　働く

〇生活場面Ⅳ　心や体、命を大切にする

〇生活場面Ⅴ　楽しむ

〇生活場面Ⅵ　人間（ひと）としての尊厳を持って生きる

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （１）障がい者虐待の防止や差別の禁止（「命と尊厳を守る」地域づくり） | |  |
| ○障がい者差別解消における合理的配慮の義務化等（障がい福祉企画課）  令和２年３月に障がい者差別解消協議会において「事業者による合理的配慮の提供について、法的義務化の検討を進めるべき」と提言されたことを踏まえ、条例改正について検討を行い、「事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。今後は、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例の周知に加え、積み重ねた相談事例の紹介や心のバリアフリー推進事業の実施等により、障がいを理由とする差別の解消についての理解が進むよう取り組みます。 |  | ○障がいを理由とする差別の解消についての理解を進めるために、以下の事業を実施しました。  ・心のバリアフリー推進事業として第18回共に生きる障がい者展においてフォーラムを開催。フォーラムでは大阪府に実際に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を実施し、その様子は動画撮影し、後日大阪府公式チャンネルにて公開しました。  ・企業等の自主的な取組みを促進する環境の整備に資することを目的に作成した研修資料をホームページで公開し、周知を図りました。  ・障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| （３）人材の確保と育成（「担い手」の強化） | |  |
| ○障がい福祉サービス従業者の資質向上（福祉人材・法人指導課、地域生活支援課、高齢介護室、子ども室）  　障がい特性やニーズに応じた適切な支援が行える障がい福祉サービス事業者の養成とさらなる資質の向上のため、障がい者の特性に対する理解と専門的知識・技術を習得させるための各種研修等の機会を確保します。  　地域医療介護総合確保基金等を活用し、職員のキャリア形成を支援することを目的とした階層別（新任職員、主任・リーダー、管理職等）の専門的研修を実施します。 |  | ○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施しました。  令和３年度補助研修  ・58講座　1,819人  【研修内容】  ・障がい児者施設専門ゼミナール  ・成人施設課程  ・障がい児者施設課程  ・施設階層別における人権研修  ○介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施しました。  令和３年度  ・市町村職員研修　１講座　2１人  ・介護・福祉等専門職員研修　39講座　1,039人  〇障がい児保育を担当する保育士等を対象として、障がい児保育の実施に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施しました。 |
| （４）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透（「支え合う力」の強化」） | |  |
| ○障がい者差別の解消に向けた障がい理解の促進（障がい福祉企画課）  障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別を解消するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。  　また、行政だけでなく障がい者団体や企業等と連携し、差別の解消や合理的配慮の提供など、障がい理解促進のための様々な啓発物を作成、配布し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。 |  | ○障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業等と協働し各種啓発事業を実施しました。（再掲）  ・大阪ふれあいキャンペーン  　府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解を深めるための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校３年生の他、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布に配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校へ配布。さらに、幅広い世代を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布。あわせて、９月よりSNS（ツイッター,インスタグラム）を開設し、障がいに関する様々な情報を月２回発信。  ・心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰の実施（12/22（木）於：知事公館）  ・第18回共に生きる障がい者展（ウェブ版ともいき）の開催  　　障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。新型コロナウイルス感染症対策のため、無観客にて開催し、Web配信を実施。  ・ヘルプマークの普及・啓発  　　行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。公共交通機関へのポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して啓発活動を実施。  ・心のバリアフリー推進事業  第18回共に生きる障がい者展においてフォーラムを開催。フォーラムでは大阪府に実際に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を実施し、その様子は動画撮影し、後日大阪府公式チャンネルにて公開しました。あわせて、府政だより３月号１面において広報しました。  また、大阪府障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| （６）大阪府全体の底上げ | |  |
| ○関係機関との連携促進・好事例の情報発信　（地域福祉室、保健医療室、生活基盤推進課、高等学校課、支援教育課、小中学校課）  　自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。  　また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。  難病患者・家族支援として、保健所において、訪問等の個別支援の充実、併せて関係機関を対象に研修会等開催し、難病に関する普及啓発を図り、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、医療・保健・介護・福祉のネットワークを活用するなど、難病患者・家族・関係機関に対して、集約した情報の発信に努めます。  また、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めるとともに、医療機関や市町村障がい福祉主管課担当者等に対する精神疾患に関する専門研修や関係機関との連携会議等の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取組みを進めます。  さらに、保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組むとともに、医療的ケア児等への支援について、保健所を拠点として訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、地域関係機関の連携強化に向けて取り組みます。  　府立学校での各種会議やフォーラム等を通して、好事例の発信に努めるとともに、SSW連絡会における研修等を通じて、学校と関係機関が連携した支援のあり方について、好事例を紹介する等、府内への発信を行ってまいります。  　政令市・中核市以外の全ての中学校区に、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、市町村への補助を行い、障がいのある児童生徒やその保護者に対しても、関係機関等と連携した支援ネットワークの構築に取り組みます。  　府立支援学校のセンター的機能については、就学前から卒業後を見据えた関係機関との連携強化を図ります。 |  | 〇ヒアリング等の実施により地域の実態把握を行い、地域協議会における課題の集約・整理を行うとともに、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣することにより、地域協議会に対する助言等後方支援を実施しました。  〇地域自立支援協議会情報交換会を開催し、地域自立支援協議会の役割・機能等の講義や地域課題の抽出における取組事例の紹介を行うとともに、講義内容等を踏まえた情報交換会を実施しました。  ○難病患者・家族支援として、保健所に加えて、大阪難病医療情報センター・大阪難病相談支援センターにおいても個別支援の充実、併せて関係機関を対象に研修会等開催し、難病に関する普及啓発を図り、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、医療・保健・介護・福祉のネットワークを活用するなど、難病患者・家族・関係機関に対して、集約した情報の発信に努めました。  〇大阪府保健所におけるこころの相談支援状況（令和３年度）  相談実数　 　2,913件  相談延べ数　20,878件  訪問実数 　　　774件  訪問延べ数 　2,101件　　　　（大阪府９保健所）  〇精神保健福祉関係専門研修、連携会議（令和3年度）  専門研修　15回  連携会議　80回　　　　　　　　（大阪府９保健所）  ○保健所において、訪問指導や専門職相談、交流会を実施しています。また、関係機関連絡会議等の開催や「小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》」を活用し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組んでいます。  〇令和３年度支援教育推進フォーラムやSSW成果報告会を実施し、高等学校における優れた取組みを発信し共有することにより、生徒の社会的自立や社会参加をみすえた取組みの推進を図りました。  〇福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内すべての中学校区に週1回配置できるよう、市町村に府から補助を行い、障がいのある児童生徒やその保護者に対しても必要な支援が届くよう、福祉機関等との連携促進を図りました。  〇令和３年度「個別の教育支援計画」作成・活用実践報告会を実施しました。この報告会で、実践報告や講演をとおして、具体的な事例の情報交換を行うとともに、「個別の教育支援計画」作成・活用における今後の課題を共有することで、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・支援学校や各市町村教育委員会において「個別の教育支援計画」作成の促進と効果的な活用、学校間や関係機関との引継ぎ・連携の推進を図っています。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （３）地域で暮らし続ける　③相談支援体制の強化 | |  |
| ○市町村の相談支援体制の充実（地域生活支援課）  障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。  　また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。 | 目標値（令和５年度）  全ての市町村で基幹相談支援センターを設置 | ○市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、市町村の実態を調査・把握し、課題抽出を行うとともに、各市町村における先行事例の紹介や、市町村や基幹相談支援センター職員等を対象とした情報交換会等を実施しました。  　また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進しました。  ■基幹相談支援センターの設置市町村数  36市町村（令和３年４月１日現在） |
| ○大阪府発達障がい者支援センターの運営（地域生活支援課）  　　大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行うとともに、地域ごとに多様な支援ニーズに合ったきめ細かなコンサルテーションを実施していきます。  また、アクトおおさかを中心に大阪府発達支援拠点（以下「発達支援拠点」という。）との地域連携の枠組みを作っていくことを検討します。  ▼相談支援事業  ▼コンサルテーション事業  発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。  ▼普及啓発・研修事業  医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。  ▼就労支援  アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。 | ≪参考≫  サービス見込量  相談支援　2，750件  関係機関への助言　650件  外部機関や地域住への研修・啓発　50件 | 〇大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行いました。  ▼相談支援事業（2,061件）  発達障がい児（者）及びそのご家族等からの相談に対する助言及び情報提供を行い、主訴に応じてインテーク面接、相談等を実施しました。  ▼コンサルテーション事業（485件）  相談支援事業所、地域活動支援センター、自立訓練・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所等に対し、発達障がいの特性に合わせた支援方法等についての助言や情報提供を行いました。  ▼普及啓発・研修事業（16件）  研修事業：医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を実施しました。また、幅広い支援者の支援力向上のための公開講座や府民対象の公開講座を開催するなど、普及啓発に努めました。  ▼就労支援（374件）  就労に関する相談に対して助言及び情報提供を行い、主訴に応じて個別の就労支援、ご家族・事業所等へのサポート等の一連の支援を地域障がい者職業センター、公共職業安定所等との連携により実施しました。 |
| ○発達障がい児者施策の充実（地域生活支援課）  広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援します。  ▼大人への支援  発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図るとともに、当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。  　▼発達障がいがうかがわれる人への支援  　　　当事者の方の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげるとともに、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組みます。 |  | 〇大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援しました。  ▼大人への支援  市町村に対して、説明会を開催し、大阪府発達障がい者支援センターの取組みを周知しました。また、大阪府内のセルフヘルプグループの活動状況や連絡先を大阪府のホームページに掲載し、お互いの悩みや情報交換を行う場の情報提供を行いました。  ▼発達障がいがうかがわれる人への支援  大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の多分野における支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の障がいの分野に留まらない支援体制を構築する取組みを支援しました。 |
| （３）地域で暮らし続ける　⑦福祉サービスを担う人材の確保 | |  |
| ○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施（子育て支援課）  　府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。 | 目標値  保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年１回実施（年100名以上受講） | 〇全市町村の放課後児童指導員等を対象とした研修を4日間実施。うち1日は、放課後児童クラブにおいて障がい児への理解とその対応がなされるよう、「発達障がい児など配慮が必要とする子どもの理解と対応」をテーマとして取り上げました。  ・参加人数（令和３年度：353人）  ○障がい児保育を担当する保育士等を対象として、障がい児保育の実施に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施しました。（毎年度１回開催）。  ・令和３年度はウェブ配信方式で実施しました。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （１）早期療育を受ける　①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実 | |  |
| 〇乳幼児健康診査等の実施（地域保健課）  　新生児スクリーニング検査や市町村における健診において聴覚障がい・視覚障がい・発達障がいを早期発見し、適切な相談支援や療育機関等の関係機関との連携による支援を行っていきます。  　市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の評価に関する研修及び保健所による市町村支援に活用します。  　乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。 |  | 〇乳幼児健康診査の従事者が、疾病や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児を持つ保護者の支援、発達障がい、聴覚障がい、視覚障がい等の早期発見や支援について、保健師等を対象に研修を実施しました。  ・研修参加者：令和3年度227名（ウェブ開催）、  〇市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の共有や評価に関する研修を行い、保健所による市町村支援に活用しました。 |
| 〇要支援児童の早期発見と支援の充実（家庭支援課）  　市町村の後方支援や専門的診断・指導という都道府県の役割を踏まえ、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例を活用した、子ども家庭センターの指導・助言等の必要な場合の対応や市町村への助言指導を行います。  　また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において支援を必要とする児童について、引き続き市町村と連携します。 |  | 〇都道府県の役割が市町村の後方支援や専門的診断・指導に特化されており、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例の中で、子ども家庭センターの指導・助言が必要な場合の対応や市町村への助言指導を実施しました。また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童について市町村と連携しました。 |
| （１）早期療育を受ける　②療育支援の充実 | |  |
| ○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実（家庭支援課、地域生活支援課）  　大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。  また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、引き続き市町村に対して働きかけます。 | 目標値（令和５年度）  障がい児相談支援実施市町村数43（すべての市町村） | ○子ども家庭センターにおける相談対応  　家庭等からの相談に応じ、必要な指導と児童福祉施設への措置等を実施しました。  　・子ども家庭センターの障がい児及び乳幼児関係会議（参加回数）　51回  ○障がい児相談支援実施市町村数　43 |
| ○障がい児関係機関ネットワークの充実強化（家庭支援課、地域生活支援課）  　保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対し、引き続き大阪府から情報提供や相談対応を行い、障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。 | 目標値（令和５年度）  障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数  41（指定都市を除くすべての市町村） | ○障がい児関連施策地域連絡協議会について、アンケートなどにより状況確認を行うとともに、市町村の施策推進に係る個別相談に対して随時情報提供を行いました。  　・障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数： 36（令和３年度） |
| ○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実（地域生活支援課）  　障がい児入所施設が担う「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。  　また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。 |  | ○障がい福祉施設機能強化推進事業の実施  障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所児（者）の処遇の向上を図るために必要な経費について、府単独で補助しました。  ・令和３年度補助額：189,981千円（サービス向上支援事業１施設、特別介護加算事業８法人、９施設） |
| ○障がい児通所支援事業の充実（地域生活支援課）  　障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めるとともに、市町村と連携し保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。  　さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。 | 目標値（令和５年度）  児童発達支援センター設置市町村数：43  保育所等訪問支援実施市町村数：43 | ○児童発達支援事業所数（医療型を含む）  ・実施の事業所数　1,606　・実施市町村数 40  ○放課後等デイサービス事業所数  ・実施の事業所数　1,915　・実施市町村数 42  ○保育所等訪問支援実施事業所数（共同利用を含む延べ数）  ・実施の事業所数　185　　・実施市町村数　41  ○児童発達支援センター数（医療型を含む）（共同利用を含む延べ数）  ・実施の事業所数　65　・設置市町村数 35 |
| ○障がい児等療育支援事業の実施（地域生活支援課）  　在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。 |  | ○令和３年度委託実施機関　２箇所  ・障がい児等支援：①全体研修　１回　②専門研修　３回　③交流（研修）会　３回　④療育相談等　28件  ・重症心身障がい児支援：①全体研修　４回　②事例検討会　４回　③専門相談会　４回　④療育相談等　50件  ・難聴児支援：①療育相談等　90件 |
| （１）早期療育を受ける　③発達障がいのある幼児児童に対する支援 | |  |
| ○発達障がいの早期発見の取組み（地域生活支援課）  乳幼児健診や保育所・幼稚園等巡回支援の充実に取り組む市町村を支援します。  また、市町村の取組みと合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる気づき支援人材の育成に努めていきます。  各ライフステージにおいても、できるだけ早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解を促すとともに、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。 |  | ○ 大阪府新子育て支援交付金で「市町村保育所・幼稚園等巡回支援事業」を優先配分枠メニューとして、市町村の取組を支援しています。  ○ 大阪府発達障がい児支援のための保育士・幼稚園教諭研修を開催し、発達障がいの特性理解と具体的な支援方法についての学びを通じて、保育所・幼稚園・認定こども園等における早期の発達支援に関わる人材を育成しました。  ○ 発達障がいに対する理解促進の取組みとして、「発達障がいの理解と支援」をテーマに講演会を開催するなど啓発活動を実施しました。 |
| ○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（地域生活支援課）  　発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。  　拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。  　各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。 | 目標値（令和５年度）  登録医療機関での初診待機期間の短縮を図る | ○医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約７から８週間とほぼ横ばい状態で推移しています。特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られました。初診待機期間の短縮を図るため、以下の取組を推進しています。  ・ 大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師を養成するとともに、地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施しています。  ・ 二次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。医療機関ネットワーク登録医療機関に対して研修会や症例検討会など診療支援を行い、医療機関間の連携や診断機能の向上を図りました。（豊能：大阪大学医学部附属病院、三島：大阪医科薬科大学病院、北河内：大阪精神医療センター、中河内：八尾市立病院、南河内：近畿大学病院、泉州：大阪母子医療センター）  ・ 拠点医療機関の横の連携を図るため、懇話会を開催し、大阪母子医療センターにおける初診待機解消事業の取組み事例の発表や意見交換を行いました。 |
| 〇医療的ケア児や発達障がい児に対する相談援助の実施（地域保健課、地域生活支援課）  乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について保健師等研修を実施します。 |  | ○府保健所・市町村保健師等に対し、早期発見・保護者支援についての専門的技術習得のための研修を実施しました（ウェブ開催）。  令和３年度受講113人。 |
| ○発達支援体制の充実（地域生活支援課）  発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組みを引き続き支援します。  　各圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。  　高年齢の子ども（概ね９歳以上）は、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、支援ノウハウの蓄積を図り、支援内容を充実していきます。 | 目標値（令和５年度）  発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数  43（全ての市町村） | ○大阪府発達支援拠点が実施する個別専門療育をもとに培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等を活用し、児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業所への訪問及び実施事業所への来訪、見学・実習受け入れ等により、発達障がい児の療育や家族支援等に関する助言等を行いました。また、事業者間の情報共有・情報交換の場として、事業者交流会を開催するなどの機関支援を実施しました。  ○新・子育て支援交付金の優先配分枠メニューを活用し、個別療育に取り組む市町村を支援しました。  　　・発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数：42（令和３年度）  ○高年齢の子どもに対するアセスメントや支援のスキルを高めるため、発達支援拠点を対象にスキルアップ研修を実施しました。 |
| ○発達障がい児の家族支援の充実（地域生活支援課）  　ペアレント・メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進めます。併せて、メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図ります。  　ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは、市町村におけるスキルの共有等を図るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援します。 | 目標値（令和５年度）  家族支援を実施する市町村数  43（全ての市町村）  市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保 | ○ペアレント・メンターの活動については、大阪府発達障がい者支援センターに委託して、平成２６年度から養成研修を行い令和３年度末でメンター登録者数は74名になるなど普及を進めてきました。また、同センターに配置するコーディネーターがメンターを活用する市町村とのマッチングを行い、平成27年度から令和３年度までで122件派遣しました。  〇大阪府の養成研修を受けてペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムを実施している市町村を対象に、フォローアップのための情報交換会や学習会・交流会を実施しました。  　・家族支援を実施している市町村数：31（令和３年度） |
| ○発達障がいをはじめとする障がいのある人のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み（地域生活支援課）  　先進的な事例等を参考に、次の視点をもって、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村に働きかけていきます。  　・サポートファイルを使うことに意識を置いた住民への普及・啓発  　・サポートファイル運用担当者の人事異動等があっても継続して運用できる組織体制の構築・維持  　・親亡き後のことも念頭にサポートファイルを活用した地域での支援 | 目標値（令和５年度）  引継ぎの支援に役立つサポートファイルを導入する市町村の増加を図る（令和２年度時点：29市町村） | ・ サポートファイルを導入していない市町村を訪問し、他市の取組みや令和元年度に作成した「発達障がいのある方等の支援の引継のためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を説明して、導入を図るように働きかけました。サポートファイル導入市町村（令和３年度時点：30市町村） |
| （２）教育を受ける　①幼児教育の充実 | |  |
| 〇障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課）  私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。 |  | ○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児への特別な配慮を行っている幼稚園等に対し、補助金を交付しました。 |
| 〇障がいのある幼児の指導（子育て支援課、支援教育課、小中学校課、私学課）  幼稚園、保育所、認定こども園等において、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施等により、障がい児や保護者への理解をさらに深め、保幼こ小連携を一層進めつつ、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう取り組みます。 |  | ○障がい児保育を担当する保育士等を対象として、障がい児保育の実施に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施しました。（毎年度１回開催）。  ・令和３年度はウェブ配信方式で実施しました。  〇障がいの種別や個々の状況に応じて、適切な配慮を行うよう幼稚園教育担当指導主事会を通じて、市町村教育委員会に働きかけました。  ○早期からの適切な支援の必要性と一貫した支援のための保幼こ小連携を幼稚園教育担当指導主事会を通じて、市町村教育委員会に働きかけました。  〇「幼児教育推進指針」の改訂を行い（令和元年度）、「障がいのある子どもに対するきめ細やかな対応の推進」についての項目を追記しました。  〇幼児教育人権研修で、障がい理解に関する分科会を設けました。  ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通した基礎的な研修を行ってきました。なお、令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大の予防を考慮して集合研修は実施しませんでしたが、研修内容　にかかる資料を作成しました。  当該資料については令和４年度中に配布し、指導方法の習得等の機会を確保します。 |
| 〇幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課）  　幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。  　また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園10年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。 |  | ○障がい児保育を担当する保育士等を対象として、障がい児保育の実施に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施しました。（毎年度１回開催）。  ・令和３年度はウェブ配信方式で実施しました。  ○幼稚園新規採用教員研修において、「支援教育」「人権」についての研修を実施しました。  ○幼稚園10年経験者研修において、「支援教育・人権教育の観点を踏まえた子ども理解」についての研修を実施しました。  ○幼児教育アドバイザー育成研修において、「支援教育・人権教育の観点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。  ○幼児教育人権研修において、障がい理解についての講演、実践発表等を行いました。  ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通した基礎的な研修を行ってきました。なお、令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大の予防を考慮して集合研修は実施しませんでしたが、研修内容にかかる資料を作成しました。  当該資料については令和４年度中に配布し、指導方法の習得等の機会を確保します。 |
| （２）教育を受ける　②小・中学校教育の充実 | |  |
| 〇通常の学級の充実（小中学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう努めます。 | 目標値  全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するため、障がい理解教育を実施 | ○府内（政令市を除く）小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に全学年・全学級100％でした。（「令  和3年度障がい理解教育実施状況調査」）。  ○冊子「精神障がいについての理解を深めるために」、「福祉教育指導資料～ぬくもり～」及び「『ともに学び、とも  に育つ』支援教育のさらなる充実のために」について、授業や校内研修等での一層の活用を促しました。  ○障がい等のある幼児・児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりに関す  る実践研究の成果をとりまとめた「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」を、人権教育主管部課長会や小・中・高等学校等障がい理解教育研修会において普及を図りました。 |
| 〇通級指導教室の充実（支援教育課、高等学校課）  　発達障がい等の児童生徒に通級指導を行う際には、意義及び役割を踏まえた支援が行えるよう、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めるとともに、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行うほか、市町村と連携して小・中学校の通級指導教室の設置促進を図ります。 | ≪参考≫  <令和２年度>  小学校233教室（政令市44教室外数）  中学校　79教室（政令市　８教室外数） | ○通級指導教室設置数の推移  （令和3年度）  小学校248教室（政令市46教室外数）  中学校87教室（政令市9教室外数）  ○通級による指導担当教員研修において、「通級指導教室の現状と課題」「通級指導教室における指導の実際」「発達障がいのある子どもの理解と支援のあり方」をテーマに講義・演習を行うとともに、指導事例に基づく実践交流を実施しました。  ○高等学校における支援教育コーディネーター研修において、「支援教育の現状と課題」「支援教育コーディネータ―の役割」「障がいに応じた指導・支援の実際－高等学校における通級による指導事例－」「生徒理解の方法」「発達障がいのある子どもの理解と支援のあり方」をテーマに講義・演習を行うとともに、指導事例に基づく実践交流を実施しました。 |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 | ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向  けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。  ・令和３年度実績（令和３年８月16日オンラインでリアルタイム開催、８月23日～９月30日オンデマンド開催）  　　　「ユニバーサルデザインの視点から考える授業改善の工夫」  　小学校429名、中学校165名、高校29名、市町村教育委員会指導主事19名　計642名参加  ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事を対象に、「小・中学校人権教育研修」を、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。  ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。  ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題－子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。 |
| （２）教育を受ける　③後期中等教育の充実 | |  |
| 〇高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備（高等学校課、施設財務課）  　高等学校において、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図り、学校と相談支援機関等とが連携し、地域での課題と学校での課題、支援方針を共有して障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を確保します。  また、このカードの内容と中学校からの「個別の教育支援計画」を基にして、「個別の教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。  　さらに、高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。 | 目標値（令和４年度）  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別の教育支援計画」の作成 | ○高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保  護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図りました。  【令和３年度実績】  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校の「個別の教育支援計画」作成率　：　100％  ○高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、  ・スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めました。  ・エレベーター：４校の設置工事を実施（平成30年度～令和３年度）  ・手摺り設置、スロープ設置：４校の設置工事を実施（平成30 年度～令和３年度）  ・トイレ改修：93校の改修工事を実施（平成30年度～令和３年度） |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 | ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。  ・令和３年度実績（令和３年８月16日オンラインでリアルタイム開催、８月23日～９月30日オンデマンド開催）  　　「ユニバーサルデザインの視点から考える授業改善の工夫」  　　小学校429名、中学校165名、高校29名、市町村教育委員会指導主事19名　計642名参加  ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事を対象に、「小・中学校人権教育研修」を、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。  ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。  ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題－子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。 |
| 〇高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課）  精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。 |  | ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○支援教育コーディネーターを対象にした研修の実施し、各障がい特性を踏まえた指導・支援の在り方に関する講義・演習を行いました。 |
| 〇障がいのある生徒の高校生活の支援（高等学校課）  　高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、エキスパート支援員として全校に配置している臨床心理士等が、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うとともに、学校生活支援員の配置に努めます。 |  | ○全ての府立高校に臨床心理士を配置するとともに、要望のある全ての府立高校に対して、学校生活支援員（学習支援員・介助員）を配置しました。 |
| 〇高等学校における支援教育力の充実（支援教育課）  　自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府立高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。 |  | ○自立支援推進校等から４校を「支援教育サポート校」に指定し、府立高校および府内私立高校からの要請に応じ、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制づくり等に関する相談対応や、教材提供などの支援を実施しました。  【令和３年度実績】  ・相談対応件数：23校62件  ・支援教育サポート校担当教員による講演・研修講師・公開授業・研究授業の実施　７件  ・地域ごとの支援教育コーディネーター連絡会　５回  　　※支援教育サポート校（4校）…柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校 |
| 〇高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実（高等学校課）  　障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。 |  | ○高等学校では、障がいの状況に応じて各学校で進路指導の充実に向けた取組みを進めました。  ○府立高校を対象に「発達障がいのある生徒の進路研修会」を実施しました。 |
| （２）教育を受ける　④大阪府立支援学校の充実 | |  |
| 〇支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課）  本人・保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の保健・医療・福祉等の関係機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、きめ細かな教育を行います。このほか、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の共同学習等を推進します。 | 目標値（令和８年度）  小中学校から支援学校への引継率 100％ | 〇「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」整備状況調査を７月に実施し、引継ぎ状況を把握しました。  〇10月のリーディングスタッフ実践協議会で、市町村別の引継ぎ率データについて情報提供しました。  〇引継ぎ率の低かった市町村では、引き続き支援学校、市町村教育委員会、双方からの働きかけを行えるよう、地域ブロック会議にて引継ぎ率の向上に向けて関係市町村教育委員会と具体的な対策を協議しました。  【府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合】  （令和３年度）  ・就学前施設から小学部１年生：81.3%  ・小学校から中学部１年生：89.0%  ・中学校から高等部１年生：93.6 %  ○令和３年度の「大阪府障がい児理解推進事業連絡協議会」において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、書面による開催とし、交流及び共同学習の実践報告、令和３年度交流及び共同学習推進指導者研究協議会(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)への参加者による情報共有を行い、交流及び共同学習の推進を図りました。  ・令和３年度 交流及び共同学習（学校間交流）　交流学校園数：193校　交流回数：287回  　ビデオレターや手紙の送付、オンライン上のリモート交流などの交流手段の工夫により、令和2年度と比較して、交流学校園数及び交流回数が増加しました。 |
| （２）教育を受ける　⑤就労・自立に向けた教育の充実 | |  |
| 〇就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課）  　支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「キャリア教育支援体制強化事業」をより一層推進します。  　また、知的障がい支援学校２校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー（企業・大学教員等）」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。  　また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。  　併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組みます。 | 目標値（令和４年度）  キャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施 | 〇府立支援学校各校においては、令和３年度時点で作成を進めている学校を含め、概ね全校においてキャリア教育マトリックスを作成しており、これを基に、校内で児童生徒等への授業改善を図っています。また、個別の教育支援計画等と連携させることで、中長期に渡る児童生徒等への支援の在り方について福祉機関や企業等の関係機関とも共有を図っています。  〇国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」を活用し、令和２年度からは「キャリア教育支援体制強化事業」を実施し、モデル校において就労支援の充実を図るとともに、全府立支援学校へ情報発信を行っています。また、令和３年度に府立支援学校全校に向け中間報告会を実施しました。(令和４年度には成果報告書をとりまとめる予定。） |
| （２）教育を受ける　⑥個別の教育支援計画等の充実 | |  |
| 〇支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課）  　「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業で作成する「支援教育ハンドブック」を活用し、障がい種別に応じた自立活動の充実を図るとともに、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級の設置を促進します。  　福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進します。 |  | ○令和３年度実施「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業において、障がいの状況に応じた自立活動を中心に、具体的な指導方法や評価のあり方等について研究を進め、そのノウハウを取りまとめた「自立活動ハンドブック（中学校版）」を作成し、府内の小中学校等に配付しました。  ○福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進しました。　令和3年：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンデマンド配信で代替。 |
| （２）教育を受ける　⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮 | |  |
| 〇支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課）  　支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。 |  | 〇府立支援学校（44校１分校）に配置されたリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応じて訪問  相談等の地域支援を行いました。  〇令和４年２月に「府域における支援教育力の向上に関する有識者会議」を設置し、今後の大阪府域における支援学校のセンター的機能について検討しています |
| （２）教育を受ける　⑧高等教育の充実 | |  |
| ○発達障がいの学生への支援（地域生活支援課）  支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。  　発達障がいの特性により就職の場面でつまずくケースが見られるため、就労支援機関と大学との連携を図る場の提供を検討します。 |  | 〇大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）が開催する公開講座において支援者等に対する啓発活動を実施しました。また、公開講座の案内について、大学の共同組織を通じて、周知を依頼しました。 |
| （２）教育を受ける　⑨インクルーシブ教育の推進 | |  |
| 〇幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課）  幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。  また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園10年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。 |  | ○障がい児保育を担当する保育士等を対象として、障がい児保育の実施に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施しました。（毎年度１回開催）。  ・令和３年度はウェブ配信方式で実施  ○幼稚園新規採用教員研修において、「支援教育」「人権」についての研修を実施しました。  ○幼稚園10年経験者研修において、「支援教育・人権教育の観点を踏まえた子ども理解」についての研修を実施しました。  ○幼児教育アドバイザー育成研修において、「支援教育・人権教育の観点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。  ○幼児教育人権研修において、障がい理解についての講演、実践発表等を行いました。  ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通した基礎的な研修を行ってきました。なお、令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大の予防を考慮して集合研修は実施しませんでしたが、研修内容にかかる資料を作成しました。当該資料については令和４年度中に配布し、質問受付及び回答を行うことにより、指導方法の習得等の機会を確保します。 |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 | ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向  けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。  ・令和３年度実績（令和３年８月16日オンラインでリアルタイム開催、８月23日～９月30日オンデマンド開催）  　　　「ユニバーサルデザインの視点から考える授業改善の工夫」  　小学校429名、中学校165名、高校29名、市町村教育委員会指導主事19名　計642名参加  ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事を対象に、「小・中学校人権教育研修」を、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。  ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。  ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題－子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。 |
| 〇高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課）  　精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。 |  | ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○支援教育コーディネーターを対象にした研修の実施し、各障がい特性を踏まえた指導・支援の在り方に関する講義・演習を行いました。 |
| 〇高等学校における支援教育力の充実（支援教育課）  　自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府内高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。 |  | ○自立支援推進校等から４校を「支援教育サポート校」に指定し、府立高校および府内私立高校からの要請に応じ、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制づくり等に関する相談対応や、教材提供などの支援を実施しました。  【令和３年度実績】  ・相談対応件数：23校62件  ・支援教育サポート校担当教員による講演・研修講師・公開授業・研究授業の実施　７件  ・地域ごとの支援教育コーディネーター連絡会　５回  　※支援教育サポート校（４校）…柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （１）実際に多くの障がい者が働いている　①障がい者雇用の拡大 | |  |
| ○障がい者雇用の一層の促進（就業促進課）  　ハートフル条例（大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例）の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい理解の促進を図るとともに、障害者雇入れ計画書等の提出や雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援を行います。 | 目標値  民間企業における実雇用率：法定雇用率の達成 | ○ハートフル条例に基づき、大阪府と契約締結等関係のある法定雇用率未達成事業主の達成指導と法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内にのみ事務所・事業所を有する常用雇用労働者43.5人以上100人以下の事業主）への雇用推進計画の作成・達成(努力義務)を誘導・支援しました。  民間企業の実雇用率  令和３年６月　2.21％(参考：全国2.20％)  《参考》  民間企業の雇用障がい者数  令和３年６月　54597.5人  民間企業の法定雇用率達企業割合  令和３年６月　43.0％ |
| 〇企業に対する障がい者雇用の促進（就業促進課）  企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。 | 《参考》  支援学校等卒業生の企業等への就職者数及び職場定着数実績  ・平成29年  就職者数：80人 職場定着：73人  ・平成30年  就職者数：76人 職場定着：72人  ・令和元年  就職者数：73人 職場定着：75人 | ○教育庁等と連携して、支援学校生徒等の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職を支援しました。  　　　　　　　　　　　就職者数　　　職場定着  令和３年度　　　　　69人　　　　　　70人 |
| ○OSAKAしごとフィールドを軸とした支援（就業促進課）  　OSAKAしごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供します。 |  | ○OSAKAしごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、OSAKAしごとフィールドへの来館制限等がなされましたが、電話やWEBを通じたサービスの提供に努めました。  障がい者の支援実績  新規登録者数　　就職者数  令和３年度　　　 664人　　　　　　　173人 |
| 〇職業能力開発の推進（人材育成課）  　大阪障害者職業能力開発校や府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。  　在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握して講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。  民間教育訓練を活用した委託訓練については、就労移行支援機関等への巡回訪問等を通じた受講促進に努めます。 | 目標値（令和８年度）  ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年80％以上  ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年55％以上 | ○大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職者数（就職率）  令和３年度　212名 （88％）  ○在職者のスキルアップのためテクノ講座を実施しました。  令和３年度　コース数：11コース　受講者数：48名  ○民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練  　　就労移行支援機関等への巡回訪問等を通じた受講促進に努めるとともに、障がい者一人ひとりの適性に配  慮した就職支援に努めました。  　　就職率：令和３年度　50.9％ |
| （１）実際に多くの障がい者が働いている　②企業等の障がい者雇用に対する理解促進 | |  |
| 〇事業主に対するきめ細かな支援（就業促進課）  　「大阪府障がい者雇用促進センター」（平成21年７月設置）において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障害者雇入れ計画書等の提出を求め、計画の達成に向けた指導・支援を行うとともに、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障害者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。 |  | ○ハートフル条例の対象となる大阪府と契約締結等関係のある法定雇用率未達成事業主及び法定雇用率未達成の特定中小事業主に対し、障がい者雇入れ計画書等の提出を求めるとともに、計画達成に向けた誘導・支援を行いました。  ○「大阪府障がい者雇用促進センター」において、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行いました。なお、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、企業への訪問や来館制限等があった中、電話やメールを通じた支援に努めました。  【支援事業主数】（ハートフル条例対象事業主・条例対象外事業主）　　509社（302社・207社） |
| 〇民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進（自立支援課、支援教育課、就業促進課）  　障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。 | 目標値（令和８年度）  登録数300社 | 〇障がい者雇用の機運を高めるため、雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を認証する「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」を実施。制度の周知と登録企業の拡大に努めました。  ■令和３年度末登録企業数１９０社（うち優良登録企業数：1６４社）　※就労継続支援A型事業所含む  ■ハートフル企業顕彰（再掲）　令和３年度　大賞１者、教育貢献賞２者、チャレンジ応援賞２者 |
| ○職場体験実習機会の確保・拡大（就業促進課、自立支援課）  　職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。  ■職場体験機会の確保  障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているＯＳＡＫＡしごとフィールドにおいて、職場体験機会の確保に努めます。  ■職場実習機会の拡大  ハートフル条例に基づく法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導において、職場実習機会の確保を図ります。  また、精神・発達障がい者等の職場体験受入れのマッチングを大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業等において行うなど、職場実習受入れ機会の拡大につなげていきます。 |  | ○職場体験機会の確保  障がい者をはじめとする就職困難者の就業支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、障がい者等の職場体験の機会を確保し、職場体験を行いました。  職場体験者数  令和３年度　26人  ○職場実習機会の拡大  ・ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導において、障がい者の職場実習機会の提供を要請し28社が職場実習を受け入れました。  ・職場体験受入れ経験の少ない企業を対象に「精神・発達障がい者を中心とした職場体験マッチング会」を実施しました。  【受入企業数・人数】　47社、120人 |
| （１）実際に多くの障がい者が働いている　③就労に向けた関係機関の連携 | |  |
| 〇関係機関の情報の共有化の推進（自立支援課、就業促進課、人材育成課、支援教育課、地域保健課）  企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就労マッチングや福祉事業所や支援学校からの一般就労に向けた就労支援の充実、職業訓練生等の就職率の向上を促進するため、府の関係部局によるWGでの情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関等との連携・協力をより一層進めていきます。  また、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、大阪市の8地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を各々１～３回開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報の共有を図ります。 | 目標値（令和８年度まで）　【再掲】  ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年80％以上  ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年55％以上 | ○大阪府の関係部局の情報共有や連携（各部局の施策・事業について相互理解や認識共有）を図 るために、定期的にワーキンググループ（商工労働部、教育庁、福祉部、健康医療部）を開催する とともに、施設見学やセミナー等を開催しました。  ○ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主などから提出のあった求人情報について高等職業技術専門校、障害者職業能力開発校などの職業訓練機関のほか、高等支援学校やハートフルオフィスなどへ情報提供を行いました。  （求人件数）　36社、49人  ○大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職者数（就職率）  令和３年度　212名 （88％）  ○民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練　就職率：令和３年度　50.9％  〇豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、大阪市の８地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報共有を図りました。  ○難病患者のモデル実習について、自立支援課、就業促進課、地域保健課で情報共有しました。令和３年度はコロナ流行により実習はできませんでしたが、令和４年度実施に向け、難病患者の就労相談機関（である難病相談支援センター、難病医療情報センター、保健所、ハローワーク、難病診療連携拠点病院等）とも連携し情報の共有化を進めています。 |
| 〇地域就労支援機関による就職支援（就業促進課）  　市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。 |  | ○障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者など、様々な阻害要因を抱えるために就労することが困難な就職困難者に対して、各市町村に設置する地域就労支援センターのコーディネーターが、地域の関係機関と連携し、雇用・就労につなぐための支援を実施しました。  ・府内全市町村で実施。(府内地域就労支援センター 62ヶ所設置)  ○地域就労コーディネーターに対する研修養成講座、就労支援コーディネーター研修会等の実施を通じて市町村の底上げを図るなど、市町村における取組みをバックアップしました。  ・就労支援コーディネーターの資質向上：就労支援コーディネーター養成講座、就労支援コーディネーター研修会  ・市町村等との連携強化：大阪府・市町村就労支援事業推進協議会、地域７ブロック部会  ○市町村就職困難者就労支援事業実施状況  障がい者相談者数　障がい者就労者数  令和３年度　　　　　　　　 602人　　　　　　179人 |
| （２）いろいろな場で障がい者が仕事をできる　①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化 | |  |
| ○就労移行支援事業所等の質の向上（自立支援課）  　「障がい者雇用日本一」をめざし、福祉・商工労働・教育委員会の関係部局が連携して、障がい者雇用・就労の促進を図ります。  　一般就労への移行促進のため、就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所に対し、研修等を通じて就労実績の高い事業所の事例や取組み等を普及させ、府内の就労移行支援事業所等の支援力向上を図ります。 | 目標値（令和５年度）  ・福祉施設からの一般就労者数　2,826人（令和元年度実績の推計の1.27倍以上）  　就労移行支援事業からの一般就労者数　1,910人（令和元年度実績の推計の1.30倍以上）  　就労継続支援Ａ型事業からの一般就労者数　508人（令和元年度実績の推計の1.26倍以上）  　就労移行支援Ｂ型事業からの一般就労者数　286人（令和元年度実績の推計の1.23倍以上） | ○「福祉施設から一般就労への移行」及び「就労定着」の促進を目的として、就労系障害福祉サービス事業所の支援員を対象とした、府として質の高い就労支援にかかる「障がい者就労支援ガイドブック」を作成しました。  ○同ガイドブックを事業所で実際に活用するために、アドバイザーの派遣による実地支援を行うとともに、併せて、府内の事業所全体へ同ガイドブックの普及・就労支援力の向上を図るため、研修・報告会を実施しました。  【参考：令和３年度実績】  ・福祉施設からの一般就労者数　2,454　人  ・就労移行支援事業からの一般就労者数　1,682　人  ・就労継続支援Ａ型事業からの一般就労者数　440　人  ・就労移行支援Ｂ型事業からの一般就労者数　271　人 |
| （３）障がい者が長く働き続けることができる | |  |
| ○職場定着への支援（就業促進課）  　障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催します。  　また、職場定着支援、障がい特性やニーズに応じた個別企業への支援の充実を図ります。  　職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。  　精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業側が採用において実践できる研修や働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行います。  　また、精神・発達障がい者の職場体験実習機会の確保に取り組みます。 |  | ○事業主の理解の促進  障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンライン開催や動画配信等により開催に努めました。  27回実施 707社、976人参加  ○コミュニケーションの確保支援  職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員により、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行いました。  （相談・支援件数）763件  ○精神障がい者、発達障がい者の企業受入れ環境整備と雇用管理手法の普及  精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業の人事担当者等を対象に研修を行いました。また、働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、集合型研修のほか、動画配信を行いました。  ・アドバンス研修  集合型（5回）及び動画配信（3/1～3/25）を実施　　　70人受講  ・大阪府「雇用管理ツール」　の普及促進  事業主、障がいのある従業員、就労支援機関がよりイメージしやすいように具体例を追加するなど内容を充実しました。また、「合理的配慮のための対話シート」、「雇用管理のための対話シート」の概要を説明した動画を作成しました。 |
| ○障害者就業・生活支援センターの充実（自立支援課）  就労定着支援事業所及び障害者就業・生活支援センターにおいて、就労移行支援事業所等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら職場定着支援を行います。  　就労定着支援事業においては、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務（努力義務）期間を経過した後の３年間を支援するとともに、就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労された障がい者による就労定着支援事業所の利用拡大及び質の向上を促す仕組みについて検討します。  　就労定着支援事業の利用が出来ない場合や利用が終了した場合は、必要に応じて障害者就業・生活支援センターが支援を行うにあたり、職場適応援助者事業等とも連携を図りながら、一時休職からの復職・再就職を含めた個々のニーズや障がい特性を踏まえたきめ細かな就労・生活支援に努めます。また、精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援については、特性を踏まえた地域医療との連携をはじめ、企業等への助言・提案による企業理解の促進を図るとともに、必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するために作成した支援ツール（就労サポートカード）を活用するなど、効果的な定着支援に努めます。 |  | 障害者就業・生活支援センターでは、令和３年度（令和４年３月31日時点）で、18,299人の障がい者が登録しており、そのうち、職場定着支援件数は5,762件であった。府内18センターにおいて、地域における就労支援、生活支援の核となるよう関係機関と連携を図った。  職場定着率  令和元年度：82.9%  令和２年度：84.1%  令和３年度：85.5％　平均：84.2%  ○電話や訪問などによる面談を行うなど、企業等と連携した職場定着支援を実施しました。  ○併せて、地域の医療機関との意見交換を行うなど地域医療との連携を図り、セミナーを開催するなど企業理解の促進や再就職に向けた就労・生活支援を図りました。  ○就労定着支援事業において、福祉サービス事業所から一般就労された障がい者が職場に定着できるよう支援しました。  ○府が作成した精神・発達就労サポートカードを障がい者支援のためのツールとして活用するよう、研修会などで支援機関や企業に周知・啓発を行いました。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （１）必要な健康・医療サービスを受ける　①医療サービスの充実 | |  |
| ○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（再掲）（地域生活支援課）  　発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。  　拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。  　各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。  また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。 | 目標値（令和５年度）  登録医療機関での初診待機期間の短縮を図る | ○医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約７から８週間とほぼ横ばい状態で推移しています。特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られました。初診待機期間の短縮を図るため、以下の取組を推進しています。  ・ 大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師を養成するとともに、地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施しました。  ・ 二次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。医療機関ネットワーク登録医療機関に対して研修会や症例検討会など診療支援を行い、医療機関間の連携や診断機能の向上を図りました。（豊能：大阪大学医学部附属病院、三島：大阪医科薬科大学病院、北河内：大阪精神医療センター、中河内：八尾市立病院、南河内：近畿大学病院、泉州：大阪母子医療センター）  ・ 拠点医療機関の横の連携を図るため、懇話会を開催し、大阪母子医療センターにおける初診待機解消事業の取組み事例の発表や意見交換を行いました。 |
| （３）悩みについて相談する | |  |
| ○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実（地域生活支援課）  　大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修や市町村研修・関係機関向け研修等の人材育成を通じて、市町村における相談支援の充実を図ります。  　現状において、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して具体的な助言及び支援を行います。  　なお、高次脳機能障がいの支援において、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。  　また、医療や福祉の両面からのサポートが必要な精神障がい者や難病患者をはじめ障がい者が抱える悩み・課題は複雑化・多様化しており、研修の充実や相談支援体制の確保に努めていきます。 | 目標値（令和５年度まで）  発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会を開催  １回以上/年 | ○大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、市町村における相談支援の充実を図るため、相談支援専門員や市町村職員を対象とした研修の実施や、市町村に対する専門的技術的援助及び助言など支援を行いました。  ■発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会の実施回数及び参加者数  令和3年度 年1回：参加者数33名  ○高次脳機能障がいの支援において、コンサルテーション事業を実施し、専門相談機関としての助言を行いました。 |
| 〇各種専門相談の実施（こころの健康総合センター）  　こころの健康総合センターにおいて、依存症、自死遺族、発達障がいの各専門相談を行うとともに、ひきこもり地域支援センターにおいて、第一次相談窓口として電話相談を行います。 |  | ①依存症相談  〇依存症相談事業  ・依存症相談件数　（電話＋来所）  令和3年度　　　　　実数724件（延べ1517件）  　　・薬物依存症の家族サポートプログラム  令和3年度　　　　　参加人数　実数9名（延べ16名）  　　・ギャンブル依存症家族サポートプログラム  令和3年度　　　　　参加者数　実数13名　（延べ47名）  〇本人向け集団回復プログラムの実施回数  　　・ギャンブル等依存症本人向けプログラム  令和3年度　　　　　参加者数　実数17名（延べ49名）  　　・薬物依存症本人向け回復プログラム  　　　令和3年度　　　　　参加者数　実数8名（延28名）  ②発達障がい専門相談  令和3年度　　　　　実数32件（延べ36件）  ③自死遺族相談  ・相談件数  令和3年度　　　　　実数72件（延べ176件）  ・事例検討会  令和3年度　　　　　3回実施　参加人数24名  ・自死遺児相談従事者養成研修  令和3年度　　　　　１回実施　参加人数　75名  ④その他  〇ひきこもり相談  ・府民からの相談  令和3年度　　 延べ451件  ・関係機関からの相談  令和3年度　　　　　電話　延べ239件　　訪問　延べ66件 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （１）余暇活動や社会参加に取り組む　①余暇活動の充実と活動内容の拡大 | |  |
| 〇保育所・放課後児童クラブの運営の充実（子育て支援課）  　保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう、市町村の取組みを支援します。  　また、放課後児童クラブについては、補助制度を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。  　さらに、保育所保育指針等に基づき、障がいや発達上の課題が見られる子どもの保育の充実や保護者支援、保育所と地域の専門機関や小学校との連携が図られるよう個別指導記録の活用などを各市町村に働きかけるとともに、就学前人権教育研修等において講義や実践報告等を実施し、障がい児保育の充実を図ります。 |  | 〇放課後児童クラブについて、専門的知識等を有する職員を配置し、障がい児対応への体制整備を図る市町村に対して、補助を行いました。  ・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ  （令和３年度：4,015人）  ・放課後児童クラブを利用した支援学校小学部の児童数  　　　（令和３年度：60人）  ○地域における保育所や放課後児童クラブにおいて、障がい児の受入れを促進することにより、子どもの健全な成長を促進し、地域の障がい児の子育て環境機能の充実を図りました。  ・保育所等における障がい児の受入れ  （令和３年度：2,930 人） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （１）障がいや障がい者への正しい理解を深める　①障がいや障がい者についての広報・啓発 | |  |
| 〇障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（障がい福祉室）  障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。  　また、事業者における合理的配慮の理解が進むよう啓発に取り組む他、障がい福祉サービス従事者等を対象にした障がい特性に応じた研修の充実・強化等、主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。    　・大阪ふれあいキャンペーン  　　小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布  　・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰  　・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント  　・「ヘルプマークの普及・啓発」  　・「心のバリアフリー推進事業」 | 目標値  ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校３年生に配布  ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施 | ○障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業等と協働し各種啓発事業を実施しました。（再掲）  ・大阪ふれあいキャンペーン  　府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解を深めるための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校３年生に配布の他、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校へ配布。さらに、幅広い世代を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布。あわせて、９月よりSNS（Twitter,Instagram）を開設し、障がいに関する様々な情報を月２回発信。  ・心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰の実施（12/23（木）於：知事公館）  ・第18回共に生きる障がい者展（Web版ともいき）の開催  　　障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。新型コロナウイルス感染症対策のため、無観客にて開催し、Web配信を実施。  ・ヘルプマークの普及・啓発  　　行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。公共交通機関へのポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して啓発活動を実施。  ・心のバリアフリー推進事業  第18回共に生きる障がい者展においてフォーラムを開催。フォーラムでは大阪府に実際に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を実施し、その様子は動画撮影し、後日大阪府公式チャンネルにて公開しました。あわせて、府政だより３月号１面において広報しました。  また、大阪府障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| ○発達障がいに対する理解促進（地域生活支援課）  　発達障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、啓発冊子の作成のほか、世界自閉症啓発デー（4月2日）における府内の主要施設のブルーライトアップや発達障がい啓発週間（4月2日から8日）における発達障がいに係る講演会等府民向けへの継続的な啓発活動を進めていきます。 |  | ○発達障がいに対する理解促進の取組み（合理的配慮を含む）として、「世界自閉症啓発デー」（４月２日）、「発達障がい啓発週間」（４月２日から８日）におけるポスターの配布や府内の主要な施設のブルーライトアップや発達障がいに係る講演会を開催するなど啓発活動を継続して実施しました。 |
| （１）障がいや障がい者への正しい理解を深める　②障がい者理解を深める教育の推進 | |  |
| 〇障がい理解教育の推進（小中学校課、高等学校課）  　人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点に立ち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。  　全ての小・中学校・高校の児童生徒が、障がいや障がい児（者）に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。  　総合的な学習の時間や教科学習等の教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進するとともに、福祉・ボランティアにかかわる活動等を充実します。 | 目標値  ・全小・中学校で障がい理解教育の実施  ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施  （小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握）  ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施  ・合同の研修会の実施（年１回） | ○府内（政令市を除く）小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に100％でした。（令和３年度実績）  ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施し、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。  ・令和３年度実績（令和３年8月16日オンラインでリアルタイム開催、8月23日～9月30日オンデマンド開催）  　　「ユニバーサルデザインの視点から考える授業改善の工夫」  　　小学校429名、中学校165名、高校29名、市町村教育委員会指導主事19名　計642名参加  ○教育課程実施状況調査によると福祉・ボランティア教育に取り組む小・中学校の割合は94.6％、中学校80.4％でした。（令和３年度実績）  　　（参考）令和元年度：小学校97.8％、中学校88.9％　令和２年度：小学校95.2％、中学校80.0％  〇家庭科、保健体育および総合的な探究の時間などを活用し、様々な人々が共に支え合って生きることの意義について理解を深められるよう、実践的、体験的な活動を中心とした障がい理解教育の取組みを全府立高等学校で実施しました。 |
| 〇教員研修の充実（高等学校課）  　大阪府教育センターにおいて、子どもの発達段階に応じて、障がい児（者）や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施します。  　高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。 | 目標値（令和８年度）  全府立高校が「高等学校における支援教育コーディネーター研修」を受講 | ○教育センター実施の、支援教育をテーマとするあらゆる総合研修や課題別研修において、障がい理解及び障がい者理解について触れています。  ○支援教育の中心となるコーディネーターの資質向上を図るため、全校園種の教員を対象として、支援教育コーディネーター研修を実施しました。  ○高等学校において支援教育の中心となる教員の専門性向上のため、高等学校における支援教育コーディネーター研修を行いました。  ・受講者があった学校数：令和３年度19校/149 校 |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　①障がい者差別の解消 | |  |
| 〇障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み（障がい福祉企画課）  　障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するために、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会や合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を公表するなどして、障がい者差別解消の取組みの充実を図ります。  　また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村における相談への対応力の強化が図られるように、府における検証の成果の提供や技術的な助言等による支援を行います。  　さらに、市町村の相談機関職員等を対象に、障がい者差別解消支援地域協議会の意義や役割等についての研修を行い、市町村での障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に取り組みます。  　加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進を目指します。 | 目標値（令和８年度）  障がい者差別解消支援地域協議会未設置全市町村への働きかけ | 大阪府障がい者差別解消条例に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るために、「条例による相談等の体制整備」と「啓発活動」を車の両輪として以下事業に取り組みました。あわせて、これらの差別解消の取組みについて「活動報告書」として取りまとめました。  ○条例による相談等の体制整備  ・府に広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案（事業者における差別事象が対象）の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応（相談件数159件（のべ1,123回））。  　　・障がい者差別解消の推進に関する事項を審議するため、障がい者差別解消協議会を開催（２回）。  ・合議体において、広域支援相談員等が対応した相談事例の分析等を行い、広域支援相談員への助言を行いました（助言・検証実施型合議体２回）。  ・圏域ごとに、市町村の担当者とオンラインで情報交換会を行い、障がい者差別解消のための取組み、障がい者差別解消支援地域協議会を設置するうえでの工夫点や課題等を共有して、設置促進・活性化につながるよう働きかけを行いました（3圏域、22市町参加、うち６市町は協議会未設置）。  ・支援地域協議会の設置・運営の方法等について市町村担当職員が学べるよう、内閣府が開催した支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会への参加を呼び掛けました。  ○啓発活動  ・企業等の自主的な取組みを促進する環境の整備に資することを目的に作成した研修資料をホームページで公開し、周知を図りました。  ・府に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を行うフォーラムを開催し、その様子を大阪府公式チャンネルにて公開し、事業者での研修に活用いただけるよう周知しました。  ・大阪府障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　④発達障がい児者の司法関係における支援 | |  |
| ○発達障がい児者の司法関係における支援（地域生活支援課）  発達障がい児者の刑事事件等に係る司法手続の場面において、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮など適切な手続きが進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に実践に結びつくような研修や啓発の取組みについて関係機関等へ働きかけていきます。 |  | ○大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）主催で、支援者や行政関係者等を対象とした発達障がいの特性を理解していただくための公開講座を開催しました。また、「世界自閉症啓発デー」や「発達障がい啓発週間」など、発達障がいに対する理解促進のための取組みを継続して実施しました。 |